

大田区中小企業融資あっせん制度の利子補給と 東京都中小企業制度融資の信用保証料補助の併用について

(R8.4 版)

大田区の融資あっせんを受けた方で、東京都中小企業制度融資の各要件を満たす方については、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

1 対象者一覧

No.	区資金名	都資金名	対象者	信用保証料補助
1	①一般運転資金（小口） ②一般設備資金（小口） ③経営強化資金（小口） ④経営改善一本化資金（小口） ⑤小規模企業特別事業資金（小口） ⑥SDGs・脱炭素推進企業支援資金（小口） ⑦次世代育成サポート推進企業支援資金（小口） ※一般運転資金、経営強化資金は「借換」扱いを含む。 ※今回の融資を含め、全国の信用保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下であること	小規模事業融資 小口フリーランス （小口）	小規模 企業者 ※1	1/2
2	①一般運転資金（借換） ②経営強化資金（借換） ③経営改善一本化資金 ※借換対象は、上記メニューの要件を満たす保証協会の保証付資金に限る	借換融資 （特別借換）		
3	①経営強化資金 ※売上高比較が直近3か月間（申込月の前々月を含めること）で前年同期と比較している者に限る ※借換資金を含む場合は対象外	経営安定融資 （経営一般）		
4	①SDGs・脱炭素推進企業支援資金（区認定拡充枠を含む） ※エコアクション21、ISO14001のいずれかの認証、登録等をしている場合に限る。	社会課題解決融資 （HTT・ゼロエミッション支援）	中小 企業者	2/3
5	①チャレンジ企業応援資金 ※2 ※設備投資の場合 ・事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。）、又は建物の改修、建替え等（耐震化、バリアフリー化を含む。） ※企業立地促進の場合 ・引き続き1年以上（売上発生から1年以上）同一事業を営んでおり、都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等行うもの	設備融資 （設備投資・ 企業立地促進）		
6	① 開業資金（小口、商店街空き店舗活用、ものづくり企業含む）	創業融資	創業者	2/3

※1 小規模企業者：常時使用する従業員数が20人（卸売・小売・サービス業は5人）以下の事業者等

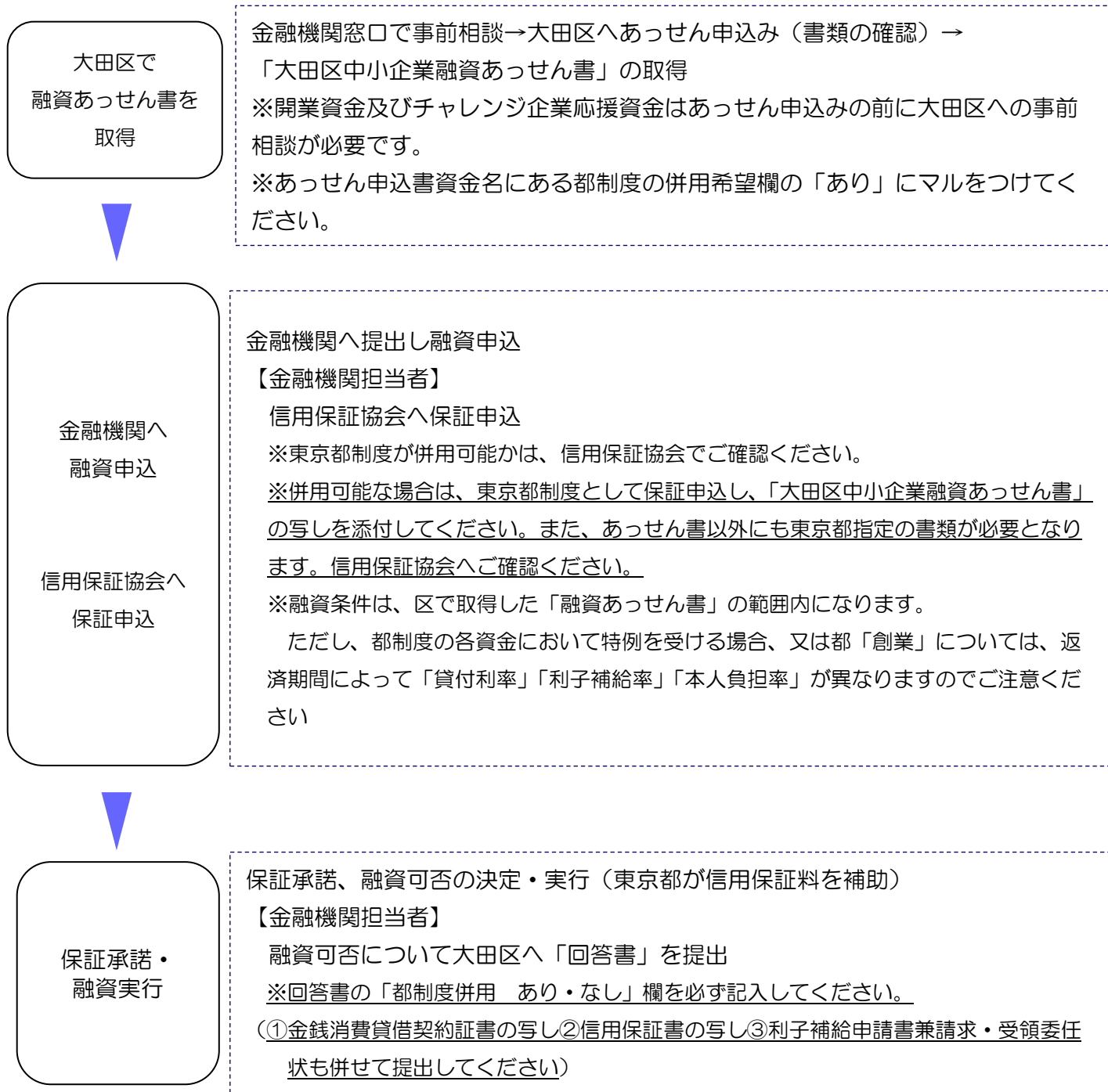
※2 分割返済（元金据置期間は6か月以内）であること。

2 融資条件

東京都制度融資との併用をする場合の信用保証協会への申込方法は、東京都の資金名での保証申込みとなります。その際の各資金の融資条件は、区が発行した「大田区中小企業融資あっせん書」の範囲内です。

貸付利率（名目固定上限利率）は、「大田区の資金名」及び「返済期間」等によって異なります。また、都制度の各資金において特例を受ける場合、又は都「創業」については、返済期間によって「貸付利率」「利子補給率」「本人負担率」が異なりますのでご注意ください。

3 手続きの流れについて



（区制度に関すること）大田区 産業経済部 産業経済課 融資係
（都制度に関すること）東京都 産業労働局 金融部 金融課
（信用保証に関すること）東京信用保証協会 大田支店

TEL：03(3733)6185
TEL：03(5320)4877
TEL：03(5710)3610